



あつま

9月定例会号

No. 192

令和5年11月発行

議会だより



9月15日
4年ぶりに開催された
敬老会

第3回定例会・補正予算	2～6
第5回、第6回臨時会・補正予算、委員会レポート(議会広報特別委員会)	7
全員協議会	8
委員会レポート(総務文教常任委員会)	9
委員会レポート(産業建設常任委員会)	10
委員会レポート(北海道胆振東部地震復興特別委員会)	11
一般質問「ここが聞きたい」	
折坂泰宏、伊藤富志夫、橋本 豊、澤口千里、三國和江、寺坂康生6氏が問う	12～17
国に意見書	18～19
議決案件(賛否状況)	20～21
議会のうごき、スポーツ少年団(厚真FCキッカーズ)	22

9月定例会

第3回定例会が9月12日、13日に開催され、町長の行政報告、6人の議員による一般質問のほか、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙1件、教育委員会委員任命の同意1件、自治功労賞表彰の同意1件、議案9件、報告8件、意見書3件が審議され、可決された。

また、閉会中の総務文教常任委員会、産業建設常任委員会の所管事務調査、北海道胆振東部地震復興特別委員会の事務調査が報告され、認定6件は決算審査特別委員会に付託され、閉会中に継続審査される。



高田 雅晴氏



畑嶋 賢蔵氏



大浦 眞則氏

選挙第1号
厚真町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行い選任した。



桐木 洋光氏



山本 隆司氏



秋永 晴美氏

同補充員

矢部 励氏



池川 徹氏

同意第1号
厚真町教育委員会委員の任命

厚真町教育委員会委員に任命することについて同意した



上田 輝美氏

○日西善博氏の「公職歴等」
いぶり農業共済組合理事（H15～H24）
いぶり農業共済組合長理事（H24～H29）
みなみ北海道農業共済副組合長理事（H29～R2）
みなみ北海道農業共済職務代理兼代表地区理事（R2～R4）
農業委員会委員（H15～R5）
まちづくり委員（S62～S63、H6～H10）



日西 善博氏

同意第2号
自治功労賞表彰

町政の進展に尽くされた功績を称え自治功労賞表彰に同意した。

行政報告

○農作物の生育状況について

胆振農業改良普及センター東胆振支所の稔実調査では、中苗なつばしの不稔実率は6・1％程度で平年値の7・4％から1・3％低く、秋まき小麦は、昨秋が温暖に経過し生育が確保され、収穫は平年より7日早く終了。粗麦重量は平年並となる見込み。

近年は、7月中旬から高温が続く傾向にあり、気象変動が大きい年が続いている。また、コロナ禍やウクライナ侵攻に端を発した肥料や飼料などの農業生産資材の高騰はピークは過ぎたものの依然として高い水準にあり、農業経営にも影響が出ている。これらに的確に対応できるような関係機関と連携して対応するとともに、収穫作業の最盛期を迎えるにあたって、農作業事故に十分注意されるよう生産者への呼びかけを強化していく。

**議案第1号
令和5年度厚真町墓地使
用条例の一部改正**

桜丘共同墓地の削除、厚真中央墓地における合同墓地設置、それに伴う合同墓を含む墓地の使用許可に関する規定の整備、厚真中央霊園の合同納骨施設から合同墓への移転改葬に関する規定の整備及びその代行料を新たに規定する。移転改葬代行料焼骨1体につき2000円とする。

**議案第2号
厚真町特別工業地区建築
規制条例の一部改正**

第2種特別工業地区内に建設してはならない構築物の除外事項。地区内に立地する工場の所有に係わる当該工場の従業員のための共同住宅、長屋、寄宿舎を除く。
また、物品販売業を営む店舗又は飲食店は床面積が150㎡以下のものを除く。

**議案第3号
新町地区大規模盛土造成
地滑動崩落防止(その5)
請負契約の締結について**

新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(その5)
契約の方法
指名競争入札
契約金額
2億9810万円
契約の相手方
北海上建・丸斗特定建設工事共同企業体

**議案第4号
財産の取得について**

平成28年度に庁内ネットワークを総合行政ネットワークとインターネットネットワークと接続系ネットワークに分離するネットワークの強化を行った際に、職員が業務上で安全に利用するためにインターネットトサーバーを導入した。
令和5年10月でOSのサポートが終了になることからメインサーバー、ファイル転送用サーバーの更新。

**議案第5号
財産の取得について**

学校給食センター厨房機器、電気ボイラー、エアシャワー、消毒保管機の更新。
財産の種類
動産(物品)
取得の方法
指名競争入札
取得金額
1100万円
取得の相手方
株式会社 まこと商事

**承認第1号
専決処分(令和5年度厚
真町一般会計補正予算
(第7号))**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375万円を追加し、歳入歳出の総額を99億2657万円とする。
主な事業は、総合福祉センター施設備品購入、厚真児童会館修繕料。

**承認第2号
専決処分(令和5年度厚
真町介護保険事業特別会
計補正予算(介護サービ
ス事業勘定(第3号))**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7000円を追加し、介護サービス事業勘定総額を4341万円とする。
理由は、厚南デイサービスセンターのボイラー設備の故障により、緊急的に修繕の必要が生じたため。

**議案第6号
令和5年度厚真町一般会
計補正予算(8号)**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5203万円を追加し、歳入歳出の総額を100億7861万円とする。
主な事業は、北海道町村会海外行政視察調査、町有地管理事業、庁舎周辺等整備事業用地取得事業、庁舎周辺等整備事業、ゼロカーボン推進事業、企業立地推進事業、妊産婦保険事業、持続的畑作生産体系確立支援事業、畑地化促進事業、小規模土地改良事業、林道管理事業、森林再生・林業復興整備事業、団体補助事業、厚真児童会館管理事業。

**議案第7号
令和5年度厚真町国民健
康保険事業特別会計補正
予算(第2号)**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514万円を追加し、歳入歳出の総額を6億634万円とする。

**議案第8号
令和5年度厚真町介護保
険事業特別会計補国庫支
出金正予算(保険事業勘
定補正予算(第1号))**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万円を追加し、歳入歳出の総額を5億8337万円とする。

**議案第9号
北海道市町村職員退職手
当組合規約の一部変更**

「後志広域連合」を加える。

**報告第8号
令和4年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金
不足比率について**

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の審査意見とともに次のとおり報告があった。
・健全化判断比率審査意見書

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

- 2 個別意見
- (1) 実質公債比率について

令和4年度の実質公債比率は11・6%（前年比1・1ポイント増）となっており、早期健全化基準25%を下回っているが、今後ともより一層の財政の健全化に努められるとともに、慎重な財政運営を行うてもらいたい。

・資金不足比率審査意見書

審査に付された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

**認定第1号
令和4年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第2号
令和4年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第3号
令和4年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第4号
令和4年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第5号
令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第6号
令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

認定第1号、認定第6号の6件については、監査委員の審査意見をつけて町より議会に付議された。議会は、決算審査特別委員会を設置し委員会に付託され、閉会中に継続審査することとした。決算審査特別委員会の委員長は吉岡茂樹、副委員長は橋本 豊。

○審査結果及び意見

- (1) 令和4年度の厚真町各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、各会計歳入歳出諸帳簿と照合審査した結果、決算書の計数はいずれも正確であり、決算内容においても適正と認められた。
- (2) 財産に関する調書の公有財産、物品、債権及び基金の計数は、いずれも妥当であると認められた。
- (3) 災害関係以外の目間流用においては、減少傾向である。引き続きやむを得ない場合を除き、その事務処理には十分留意されたい。
- (4) 税等の滞納事務においては、徴収猶予分を除き徴収努力が認められる。今後引き続き徴収対応に配慮し、公平な負担と財源確保の観点から適正な事務処理を行ってもらいたい。
- (5) 固定資産税、公営住宅使用料等において、令和4年度に発生した滞納繰越の件数及び額が増え

ている。徴収対応に配慮し、公平な負担と財源確保の観点から適正な事務処理を行ってもらいたい。
(6) 法的根拠に適切している徴収見込みのないものは、執行停止処分を早期に実行し、不能欠損処理を進めていただきたい。

**意見書案第1号
「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書**

提出者 厚真町議会議員 伊藤富志夫
賛成者 厚真町議会議員 澤口千里、三國和江、秋永 徹、菅原文子
賛成議決された。詳細については、P18に掲載。

**意見書案第2号
ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書**

提出者 厚真町議会議員 橋本 豊
賛成者 厚真町議会議員 折坂泰宏、吉岡茂樹、高田芳和、寺坂康生
賛成議決された。詳細については、P18に掲載。

**意見書案第3号
国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書**

提出者 厚真町議会議員 橋本 豊
賛成者 厚真町議会議員 折坂泰宏、吉岡茂樹、高田芳和、寺坂康生
賛成議決された。詳細については、P19に掲載。

一般会計補正予算

1億5203万円を追加し、歳入歳出
予算の総額が

100億6667万円となる。

庁舎周辺等整備事業

補正額 3300万円

庁舎周辺等整備推進室

事業の目的

新役場庁舎および文化交流施設（(仮称)アイヌ歴史文化センターを含む）建設候補地の地盤調査を実施し、基本設計に反映する。

1 業務の内容

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 標準貫入試験・土質試験 | 10地点 |
| (2) 孔内載荷試験 | 1カ所 |
| (3) PS検層 | 1カ所 |

2 業務実施期間

令和5年10月上旬から令和5年11月中旬（予定）

財源内訳

その他財源(庁舎建設基金繰入金)
3300万円

土地取得事業

補正額 3816万円

防災G

事業の目的

庁舎周辺等整備事業用地として土地の取得及び地権者（1件）に対する移転保証並びに借家に居住又は事業所を構える個人（1件）及び法人（1件）に対する移転保証を実施する。

・対象とする土地

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 厚真町京町126番地 | 267.81㎡ |
| (2) 厚真町京町127番地1 | 464.84㎡ |

・移転完了時期

令和6年3月末。但し、地権者は令和6年5月末。

- | | | |
|--------|-------|--------|
| ・移転補償費 | 3件合計で | 3295万円 |
| ・土地取得費 | | 521万円 |

財源内訳

一般財源	521万円
その他(庁舎建設基金繰入金)	3295万円

ゼロカーボン推進事業

補正額 390万円

ゼロカーボン推進室

事業の目的

町内の既存住宅において、ゼロエネルギー住宅等の普及促進を目的としたPR用チラシ等の作成と改修工事費用の一部を助成する。

財源内訳

道	50万円
一般財源	40万円
その他(復旧・復興基金繰入金)	300万円

企業立地推進事業

補正額 269万円

経済G

事業の目的

豊沢工業団地の分譲申出を受けて、売買に必要な測量分筆及び整地を行う。

・事業の概要

- 豊沢工業団地
豊沢481-35番地内 500坪
- 必要経費

(1) 分筆経費	74万円
(2) 整地費用	195万円

財源内訳

その他(町有地売却収入) 269万円

妊産婦保険事業

補正額 39万円

健康推進G

事業の目的

医療保険適用外のため医療費が高額となる特定不妊治療（先進医療）に要する費用の一部を助成することにより、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減する。

・事業の概要

- 特定不妊治療の費用助成

・補助額	先進医療に要した費用の総額に7/10を乗じた額（上限3.5万円）
・助成回数	女性 40歳未満 1子ごとに6回まで 43歳未満 1子ごとに3回まで 男性 女性への助成ごとに1回まで
- 交通費助成 自宅と医療機関との距離が25kmを超える場合を要件とする。

・補助額	交通費実費額に2/3を乗じた額（上限あり）
・助成回数	1回の治療に対し5回まで

財源内訳

道	19万円
一般財源	20万円

持続的畑作生産体系確立支援事業

補正額 165万円

農業G

事業の目的

畑作産地の持続的な発展を推進するため、てん菜から豆など需要の高い作物へ転換する取組を支援する。

・事業の概要

- ①事業実施者 5件
- ②転換作物 大豆・小豆・緑肥
※てん菜から転換
- ③転換面積 6.07ha
- ④補助率 25,000円/10a (大豆・緑肥)
30,000円/10a (小豆)

財源内訳

道 165万円

畑地化促進事業

補正額 34万円

農業G

事業の目的

高収益作物やその他の畑作物の導入・定着を図るため、土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化する際に生じる費用(土地改良法の規定による決済金等)に相当する額を支援する。

・事業の概要

- ①事業実施者 3件 (採択者 5件)
- ②転換面積 7.61ha
- ③交付金額 337,060円

財源内訳

道 34万円

小規模土地改良事業

補正額 700万円

農業農村整備G

事業の目的

農家が実施する客土や暗渠排水及び整地、更に暗渠排水集中管理孔の設置に対し助成支援する。

・事業の概要

- ①補助対象 厚真町内の農地
- ②支援内容 小規模土地改良事業
- ③事業費 対象経費 23,333,000円
- ④補助率 3/10
- ⑤補助額 700万円

・上記内訳

客土工 41.4ha@1,790・整地工84.58ha@1,770
暗渠工 0.5ha @19,000

財源内訳

一般財源 700万円

林道管理事業

補正額 600万円

林業・森林再生推進G

事業の目的

降雨等で損壊した林道等の路面修繕等を行う。

・事業の概要

(1) 林道等の路面修繕

・内容

降雨等により洗掘した林道等の路面や排水施設の修繕をする。

・需用費 300万円

・対象路線 林道ペンケ沢線、林道専用道高丘ヤチセ線、林道専用道桜丘本線、林道専用道幌里1号線、森林作業道朝日1号線、林道幌内栄線、林道専用道新町豊沢線

(2) 林道の不陸整正

・委託料 300万円

・対象路線 林道ペンケ沢線、林道幌内高丘線

財源内訳

その他(森林環境譲与税基金繰入金)600万円

森林再生・林業復興整備事業

補正額 1680万円

林業・森林再生推進G

事業の目的

胆振東部地震により被災した森林へ到達するための路網を整備する。

・事業の概要

1 林道専用道整備事業 1680万円

①桜丘本線 幅員 3.6m 延長 1,347m

②幌里チケツベ線 幅員3.6m 延長 1,646m

③高丘ヤチセ線 幅員 3.6m 延長 522m

④幌内栄支線 幅員 3.6m 延長 2,251m

⑤オバウス沢線 幅員 3.6m 延長 900m

財源内訳

その他(森林環境譲与税基金繰入金) 80万円

道 1600万円

団体補助事業

補正額 120万円

社会教育G

・補正理由

スポーツ少年団及び中学校の部活動において、胆振・全道・全国大会の出場が想定よりも多かったため。

財源内訳

一般財源 120万円

第5回臨時会

7月3日開会

議案第1号

厚真町交流促進センター
外部等改修工事請負契約
の締結

改修工事実施箇所

屋根、外壁の塗装、浴
室内天井の張替・壁塗装
等

契約の方法

指名競争入札

契約金額

6820万円

契約の相手方

有限会社木本建設

議案第2号

令和5年度厚真町一般会
計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に
歳入歳出それぞれ151
8万円を追加し、歳入歳
出の総額を98億8186
万円とした。

主な事業は、交流促進
センター運営事業ほか。

議案第3号

令和5年度厚真町国民健
康保険事業特別会計補正
予算(第1号)

財源更正により一般財
源の追加金額はなし。

第6回臨時会

8月7日開会

議案第1号

令和5年度厚真町一般会
計補正予算(第6号)

歳入歳出予算の総額に
歳入歳出それぞれ409
6万円を追加し、歳入歳
出の総額を99億2282
万円とした。

主な事業は、テレビ共
聴施設事業、新町地区災
害公営住宅の排水整備及
びすが漏れ対策としてA
B棟の屋根部防水塗装工
事等事業ほか。

承認第1号

専決処分の承認

令和5年度厚真町介護保
険事業特別会計補正予算
(介護サービス事業勘定
(第2号))

歳入歳出予算の総額に
歳入歳出それぞれ27万円
を追加し、歳入歳出の総
額を4327万円とした。
高齢者グループホーム
のボイラー設備の故障に
より、緊急的に修繕の必
要が生じた。

議員 千里 澤口

議会広報研修会レポート

【講師】(一社)自治体広報広聴研究所

代表理事・広報アドバイザー 金井 茂樹 氏

ポイントは見出しとリード文！

「伝わる議会広報づくり」を研修してきました。

令和5年8月17日北海
道町村議会議長会主催の
「議会広報研修会」が札
幌で開かれ、全道117
町村578名が参加し、
厚真町からも議会広報委
員6名と事務局1名が参
加した。

開会挨拶で、北海道町
村議会議長会副会長中山
英一氏(愛別町議会議長)
が「町村議員の成り手不
足が叫ばれる中、議会・
議員が何をしているかを
発信し、町民との信頼関
係構築や多様な町民参画
によって、議会活性化の
ための社会環境を整備し
ていくことが不可欠であ
り、そのためには議会報
は重要なツールとなる。」
と、この研修会の開催意
義を話された。

続いて、金井茂樹氏か
ら「伝わる議会報の編集
ポイント」というテーマ
で講演と4町の「議会だ
より」をもとにした議会

広報クリニック(評価)
が行われた。
広報をつくる側は、伝
えたい情報やその量を精
査する「企画力」と、読
者の関心を高め、理解を
深める「編集力」を高め
ることが必要であり、
「見出しとリード文」で
伝えたいことの予測情報
を提供することで、分か
りやすい議会報になると、
アドバイザーがあつた。

厚真町「議会だより」
も本研修を踏まえ、より
町民の皆様によく読まれ
るよう努力する決意を参
加者一同改めて学んだ研
修会であつた。

全員協議会

8月7日に第7回全員協議会が開催され、厚真町指定管理者評価制度及び厚真町の兼業許可に関する事務取扱規定について、町から説明を受けた。

1 趣旨
指定管理者が行う行政サービスに関し、条例規

厚真町指定管理者評価制度について

則及び協定等に従い適切で確実なサービスが実施されているかについて確認・評価し、サービスの向上や業務改善に必要な情報を得、指定管理者が行う業務や経理の状況に対する評価を実施する。

2 評価の必要性

① 町には、行政サービスの提供に関して、安全かつ適正に行う責任がある。

② 町には、指定管理者が安全かつ適正なサービスを行っているかについて把握し、その行為を監督する責任がある。

③ 町には、町民に対して税金が適正に使われているかを説明する責任がある。

④ 町には、町民に提供されるサービス水準を常に高く保つ必要がある。

3 評価における基本的な考え方

指定管理者や町に必要な以上の時間やコストがかかることは、指定管理者

制度の趣旨から適当とはいえないため、簡素で効率的な制度を持つて評価を実施する。

また、評価の結果は、指定管理者が町に代わって行う行政サービスの向上等に役立てるとともに、他の公共施設におけるサービス改善の参考とする。

4 評価実施の根拠

地方自治法第244条の2、及び厚真町公の施設に係る指定管理者の指定制の手続等に関する条例第9条及び各施設の管理運営に関する基本協定書に基づき実施する。

5 評価対象施設

原則、厚真町の公の施設のうち、指定管理者による管理運営が行われている全ての施設を対象とする。

6 評価対象年度

評価を行う年度の前年度実績に基づき行う。

7 評価の実施時期
指定管理者から前年度の事業報告書が町に提出された後に実施する。

8 指定管理者評価委員会の設置

評価委員会は、施設所管課が作成した指定管理者評価表について、当該施設所管課等により必要な資料提供及び説明を受けるなどし、評価を決定する。委員会は8名で組織し識見を有する者2名を加える。

9 評価内容及び方法

① 指定管理者によるモニタリング
② 町の施設所管課による評価。

厚真町職員の兼業許可に関する事務取扱規定について

1 趣旨
地域の貴重な担い手である職員が地域で担う役割は増大しており、役場の外に出て様々な活動をする

することが今後想定される。地方公務員法において、任命権者の許可を受けることなく営利企業に従事することを禁じられているため、兼業の許可に関する取扱いとその基準について定めることにより、職員の積極的な活動の促進を図る。

2 公務員の兼業をめぐる動向

地方公務員の兼業許可件数は年間4万件程度あり、そのうち、27%程度が社会貢献活動、63%がその他の兼業となっている。

3 兼業の定義

① 営業を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。
② 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。
③ 報酬、賃金を得て、事業又は業務に従事すること。

4 兼業の許可基準に関する考え方

① 公益性の高い地域貢献
② 関係人口の創出又は拡大
③ 地域人材育成
④ 地域住民との協働による地域課題の解決
⑤ その他町長が特に認める場合

5 兼業を許可しない場合

① 兼業を行うことによつて、職務の遂行に支障をきたす。
② 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その従事に悪影響を与える。

③ 活動開始予定日の直前の人事評価の成績が良好でない。
④ 兼業しようとする団体との間に、特別な利害関係がある。
⑤ 職員としての信用に支障がある又は職員全体の不名誉となる。

⑥ 宗教的活動、政治的活動、その他法令に反する活動に該当する。

委員会 レポート

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会(伊藤富志夫委員長)は、7月31日に事務調査(4件)を行い、その結果を第3回定例会に報告しました。

※中学校

○単位は人
は特別学級で内数

年度	H26	H30	R5
児童数	89	107(3)	124(8)
知的	0	1	2
自閉症・情緒障害	0	2	4
肢体	0	0	0
難聴	0	0	0
弱視	0	0	0
病弱	0	0	2
言語	0	0	0

小学校

年度	H26	H30	R5
児童数	221(13)	249(10)	212(26)
知的	3	3	10
自閉症・情緒障害	8	3	16
肢体	1	3	0
難聴	1	1	0
弱視	0	0	0
病弱	2	0	0
言語	0	0	0

別支援学級在籍者数の推移(各小・中2校の合計)

特別支援学級の子どもの数の推移と対応について

不登校児童生徒数の推移

単位:人

年度	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0	0	3	2	1
中学校	1	1	3	4	3
計	1	1	6	6	4

1 不登校児童生徒とは何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因等により登校しないあるいは出来ない状態

不登校・別室登校の子どもの数の推移と対応について

問 支援学級から通常学級へ戻る場合、また小学校では支援学級だが中学では通常学級に入る場合、どのようなケアや対応がされているか。
答 対応は、基本的に審査支援委員会で話し合い、児童生徒、親御さん、福祉の関係者も一緒になって個々のケースに合わせて対応している。

年度	H30	R1	R2	R3	R4
厚真中央小	2	3	0	0	5
上厚真小	1	7	8	0	11
厚真中	2	9	3	1	4
厚南中	1	3	0	0	3
計	6	22	11	1	23

2 町内小中学校でのいじめ件数

いじめ対策について

1 厚真町いじめ防止基本方針
平成27年4月に「厚真町いじめ防止基本方針」を策定。
2 町内小中学校でのいじめ件数
況で30日以上欠席したものの(病気、経済的理由によるものを除く)
2 不登校生徒の主な要因と対応
主な要因は、生活リズムの乱れ、学業不振、親子の関わり方、無気力・不安
対応は、児童生徒の理解・教育支援シートの活用

小中一貫教育の実施について
1 厚真町の小中一貫教育
平成31年度から本格スタート。「つなぐ力」(他者と協働して積極的に形成する)と「拓く力」(様々な課題を解決して自らの人生を社会に生かす)を

3 いじめの主な内容と対応
主ないじめは「冷やかす・からかい、悪口、暴言」「仲間はずれ、無視」「たたく・ける」等。
対応は、いじめを受けたい生徒・保護者に支援、行った児童には指導、保護者には助言を行う。

問 加害者の保護者に対して、何か指導や支援をする場合は、どこが主体となっていて行っているか。
答 学校が先頭になる。先生から被害者、加害者両方にいろいろ話をしていた。次に何かあればすぐに対応する。

問 柱の一つ英語教育の中で、イングリッシュキャンプの取組みをどのように位置づけているか。
答 イングリッシュキャンプは昨年からスタートした事業。コロナやテロ、経済的負担等で海外派遣が難しくなっている。この事業に力を入れていく。参加者も中学生、高校生も参加したいと増え

2 取り組みの達成状況
目指すことも像は、質問用紙による調査で、令和4年12月の「地域・社会をよくするために何をすべきか考える事がある」の質問に、全国40%、北海道37%、厚真町72%の回答。また、「厚真スタイルの授業」(対話学習が重視)は、9割近い肯定的な回答。

身に付け、「厚真の未来を語る子」を育成するため、ふるさと教育、授業づくり、英語教育、特別支援教育の4つの柱で展開する。

2 取り組みの達成状況
目指すことも像は、質問用紙による調査で、令和4年12月の「地域・社会をよくするために何をすべきか考える事がある」の質問に、全国40%、北海道37%、厚真町72%の回答。また、「厚真スタイルの授業」(対話学習が重視)は、9割近い肯定的な回答。

問 柱の一つ英語教育の中で、イングリッシュキャンプの取組みをどのように位置づけているか。
答 イングリッシュキャンプは昨年からスタートした事業。コロナやテロ、経済的負担等で海外派遣が難しくなっている。この事業に力を入れていく。参加者も中学生、高校生も参加したいと増え

身に付け、「厚真の未来を語る子」を育成するため、ふるさと教育、授業づくり、英語教育、特別支援教育の4つの柱で展開する。

身に付け、「厚真の未来を語る子」を育成するため、ふるさと教育、授業づくり、英語教育、特別支援教育の4つの柱で展開する。

委員会 レポート

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会（橋本豊委員長）は、7月27日に事務調査2件を行い、その結果を第3回定例会に報告しました。

基盤整備事業（厚南地区、幌里地区）の進捗状況について

事業採択までの流れ

- 1 ほ場整備構想の策定
- 調査地区申請（厚南地区・鯉沼地区）

ほ場整備を実施するためには、事業予定地域の申請を行う。調査申請のためには、事業予定区域、担い手は誰にするのか、担い手へどのように集積・集約化を図るのか、何をどの位作付をして収益をあげるのかなど、将来の営農構想を関係者で協議を重ね、地域での合意形成を図る。

地域で調査の意向がまとまれば土地改良区・町を通じ北海道へ調査申請を行う。

地元促進期成会の設立。

- 2 調査地区決定（1年目調査（龍神地区）

調査地区に決定されると、道や町・改良区がほ場整備実施に必要な調査を行う。通常、調査は2

カ年をかけて実施する。

1年目は既存の地形図の更新作業や、土壌調査、現況の水系調査等、事業計画作成に必要な基盤調査を実施。

- 3 調査2年目（下鹿沼地区）

調査2年目は、ほ場の区画計画、用排水計画、道路計画等を定めるとともに事業効果を算定し、全体事業計画を策定する。換地については、換地設計基準を決めて換地計画素案の作成を行う。また、地域の将来の営農計画として、作付体系計画や農地集積計画を定め、担い手育成のための促進計画をこの時期までに固めて作成しておく必要がある。

事業申請（3年目となる場合もある）

採択申請を受けるにあたり、事業計画について国の事前審査を受ける。

- 4 事業採択

（R4採択 上鹿沼第

- 1地区）
- （R5採択 上鹿沼第2地区）

国への事業採択申請をした後、土地改良法の手続きを開始する。

土地改良法の手続きでは、関係農業者全員の同意徴収を行うとともに、関係機関からの事業同意を得て事業計画を確定させる。

国からの事業採択並びに事業計画確定後、現地の測量や詳細設計を行い工事に着手する。

問 9区下流は一部で賛同がないようだが、令和6年度の期成会設立の計画は賛同が得られる見込みはあるのか。

答 9区下流は、国営の水がかりの地区にもなるので、ピンポイントで説得をして、事業に参加できるように調整し期成会を立ち上げたい。

問 基盤整備の事業計画が採択されている箇所

について、水活の5年に1回の水張りには、基盤整備を行う前提で工事が始まるまでしなくても良いと聞いているが、どのような流れになるのか。

答 水活の関係については、令和8年度までに水を張らなければいけないということ、工事ができない地域が出てくるかと思う。基盤整備田と水田機能強化事業補助金を活用して頂き、基盤整備を予定している地域については5%の負担で水張りをして頂き、水田機能を維持して頂きたい。

町道（砂利道）の補修について

- 1 町道（砂利道）補修
- グレーダによる路面整
- 正
- ダンプによる砂利敷均
- し
- 補足砂利の充填

- 2 補修に要する費用
- 令和2年度456万円

・令和3年度436万円
・令和4年度396万円

問 補修改正で町内業者と業務委託単価契約をしているが、工事そのものを業者指定しているのか。

答 グレーダを使つての補修が主になるので、ある程度の路線、時間という形で契約を結んでいる。

問 補修作業後に雨が降り、穴になっている箇所が見受けられるが、点検は実施しているのか。

答 天候等で状況が良くない部分もあると思うが、不良地区から連絡いただければ、すぐに確認し対処していく。

委員会 レポート

北海道胆振東部地震復興特別委員会

北海道胆振東部地震復興特別委員会（伊藤富志夫委員長）は、7月23日に現地調査と事務調査、8月2日に事務調査を行い、その結果を第3回定例会に報告しました。

《7月23日》

現地調査

新町災害公営住宅の被害について



事務調査

新町災害公営住宅の被害について

1 被害の状況

①令和3年1月下旬から2月中旬の暖気と降雨により、融雪水が裏口ポーチに流入した。また凍上により玄関スロープの平板舗装に不陸が生じた。

②雨漏りが3棟6戸で発生した。

③令和4年8月15日の大雨により、地下水が上昇し、住宅基礎ピットに地下水が侵入した。

④ポイラー設備の不備が6件発生。

2 被害の対応

①ポーチ外側の地盤面切り下げ、ポーチ外縁に浸透砂利を敷設。雨だれの跳ね返り防止のため裏口に建具、雨樋を設置。

平板舗装の凍上不陸対策として平板の路盤下に断熱材を敷設。

②屋根の板金接合部や窓枠のシーリングの手直しをする。冬期のすが漏りが原因のA・B棟について防水塗装の計画（下記に図）。

③地下水の上昇を抑制するため、浸透池を掘り下げ浸透力の向上を図っているが、抜本対策として流末排水の整備を計画（下記に図）。

④ポイラー設備の点検実施。

《8月2日》

事務調査

新町災害公営住宅の被害について

(1)被害の対応の追加

①上記③の対策として、暗渠排水及び流末排水の整備を計画。その他表面排水対策として、通路部の一部について切り下げを計画。

②ポイラーについては、冬季前に床暖房の試運転により正常確認をする。

問 不陸は平板舗装だけの不陸であったのか、施設全体の不陸の可能性はないのか。
答 平板部分の不陸という事です。

問 先日住民の方からお話戴いた点で、木とベンチの移転があったがそれはどうなったか。
答 移設する考えです。
問 屋根のペンキ塗りとコーティングの話があるが、大丈夫かと不安の声

公営住宅維持補修事業



【新町のぞみ団地 配置図】

公営住宅維持補修事業



イメージ図

問 暗渠排水、流末処理があるか。
答 10年以上水漏れ防止できると考えている。A・B棟だけで他の棟については、その都度の形で対応する。

問 排水が、基幹用水路への排水については、改良区と話しているのか。
答 この件については、改良区、開発局と流末の方法について協議して進めている。

一般質問

ここが聞きたい

厚幌ダム

代掻きに必要な水量の確保を

答 現状認識を正しく共有する



折坂 泰宏 議員



水張りをした水田

問 震災で破断した厚幌ダム導水管の通水がようやく再開したが、代掻き時期に十分な水量が確保できていない。北海道との契約があるのは理解しているが、20年前の契約であり、現在の農業環境に見合った柔軟な対応が求められます。満量通水の前倒しなど、水があるのに十分な利用ができないという矛盾を解消するためにも、北海道へと生産現場の声を届けることはできないか。

町長 灌排事業については、災害復旧事業中というところもあり要請活動を改めてする時期ではない。ただ、この先を考えると適期が移動しているという見解もある。各関係機関の事務レベルで適期に調整すべく協議を始めた。設置者である国の事情もあり、土地改良区、農業者の声、普及センターの意見を総合して反映できる方法、裏付け資料を作り対処していきたい。現段階としては現状認識を正しく共有することから始めたい。

問 かねてより厚真町は農業のICT化補助制度を設けているが、この10年で約100件の農家が減少し、一人当たりの耕作面積は増大している。自動操舵システム・GPSドローン・水田水管理システムなど効率化・省力化を図る意味でも現行の枠組みでは今の農業環境に対応しきれない時代ってきている。【田園のまち厚真町を維持する】とあるように、次代を担う農業者の環境づくりを行政としても後押しが必要。制度事業の見直しが必要では。

町長 農業者の皆さんの普及データをみますと、ICT・IoT技術に対する理解は大変高いものであると評価をしている。デジタル田園都市国家構想交付金をエントリ、採択されエネルギー地産地消事業を展開し導入を進めている。町が当面対応できる経営支援策について、水田活用交付金関係の大きな政策転換、基本法の改正など状況をにらみながら優先順位をつけながら充実させていきたいと考えている。

ICT農業

ICT化補助制度の見直しは

答

優先順位をつけながら充実を



伊藤 富志夫 議員

巨大地震・津波防災

話合いや今後の進行予定は

答 浸水想定区域を分割し、三期で取組む

問 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に対し今年度より、津波防災地域づくり推進協議会が進められている。ここでの浜厚真地域は、サーフアールや野原公園の利用者、また該当地域の人達と避難対象が多い。今、その人たちが話し合いが進められているが、今後もより深く話し合いは進められていくのか。また津波避難施設の整備計画もあるが、設置場所や規模、平時での維持管理の問題もあり、話し合いや今後の進行予定はどうなっているか。

町長 厚真町津波防災地域づくり推進計画を策定して、会は2回、地区懇、サーフアール懇も開催した。町は区域を、最優先すべき厚真川左岸の日高線南側のエリアを第一期、野原公園や酪農業エリアを第二期、厚真川右岸フェリーターミナルや企業群を第三期と分割し、段階的に整備計画を

豊沢地区森林エリア

通行規制や計画の決まった内容説明を

答 現状と今後の管理方針を説明していく

進めたい。今後も話し合い、そして避難訓練を重ねていく。第一期での避難タワー設置は、開発局と協議して決めるが、十分検討しながら進める。

問 豊沢地区森林エリア整備計画（通称厚真の森計画）で、昨年8月住民説明会、12月一般質問、今年1月町政懇談会を行い、町長は「フォーラムを抜ける必要はないのでフォーラム入り口は閉鎖する」と答弁した。しかし事態は進まない。自治会は入り口の通行規制は必要と聞いている。また話し合いでは散策路はどこまで出来て、今後はどうなるかなど、計画の決まった内容の住民説明会の開催予定は。



問題となるフォーラムから森へ入る入口

町長 今年1月自治会の懇談会で「出来るだけ制約をしたい、制限を設けたい」と述べたが、それは、完全に撤去して閉鎖するという意味ではない。住まわれている方々にとっても違和感がない方法を考えている。少し時間を置いて、議論の深まりを待っている。ただ、地域の方々の心配の声もわかる。地域の住宅地にお住いの皆さんに迷惑をかけない、そういう意味でも説明責任はあるので、今の現状と今後の管理方針を含めて、もう一度しっかりと説明していく。

一般質問

ここが聞きたい

鳥獣対策

最終処理施設の設置検討を

答 有効な方策を検討する



橋本 豊 議員

問 エゾシカ捕獲連携事業でハンターと地域住民が協力して捕獲「くくり罠」を設置して処理しているが、ここ近年農作物の被害が増えており、毎年捕獲する頭数も減少することなく増加している。昨年において本町では捕獲頭数が1000頭以上超えており、農業者の方々も大変困っている。そこで町が指定する焼却処理施設や減容化施設等の最終処理施設の検討が必要な時期にきているのではないか。

町長 個体駆除と侵入防止を平行して実施している状況ではあるが農作物被害は高止まりしている状況にある。

捕獲したエゾシカは、鳥獣保護法の規定の範囲内で捕獲地の近辺にやむを得ず「埋設」という考えもあるが、町としては設置・運営にかかるコストや生活環境の保全に支障がない方法を多面的に検討した上で、処理

施設整備に向かうのか民間の力を活用するのか持続的に運用できる有効な方策を検討していく。

くくり罠

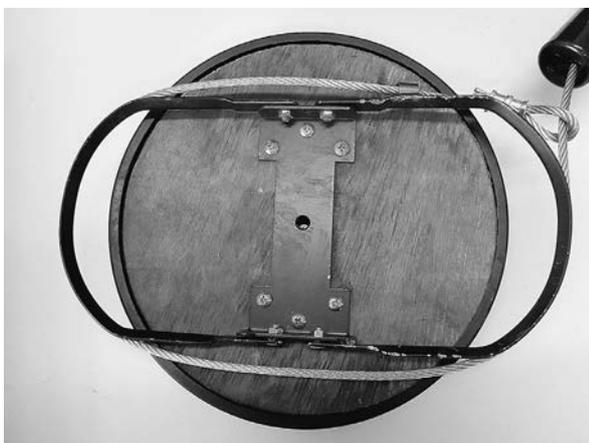
個人購入した罠の買上げは出来ないか

答 町が取得することは出来ない

要望するくくり罠の数と町で保管しているくくり罠の数に大きな乖離があり、農家個人で購入されている方もいると聞いている。要望数の聞き取りを行い必要数に合わせた罠を用意することはできないか。

町長 エゾシカ捕獲事業は事業実施の合意ができた地区から順に地区とハンターでくくり罠を設置する場所や場所毎の設置個数を決定する。現時点で232台を保有している状況で貸出数80台を差し引いても残り152台の在庫があり貸出に必要な十分な台数となっている。くくり罠自体が破損を前提とした消耗品なので個人で取得されているくくり罠については、町が取得することはできない。

問 エゾシカ捕獲連携事業が春くらいから開始されているが各農事組合で



くくり罠

保健衛生

带状疱疹ワクチン助成検討を



澤口 千里 議員

答 早期受診の啓発活動に力を入れる

問 带状疱疹は加齢、ストレスなどで免疫力が低下すると発症する皮膚の疾患である。日本人の90%が原因となるウイルスを体内に保有し、その発症率は年齢とともに増加し、80歳までに3人に1人がかかると言われている。平成28年に承認された带状疱疹ワクチンは予防効果が高いが、高額であるため、全道、全国的に自治体による接種費用助成の動向が広がっている。住民福祉向上のため、本町においても費用助成を検討してはどうか。

町長 带状疱疹ワクチンについては、国の厚生科学審議会等において定期接種化に向けた検討が議論されているところで、健康被害救済の仕組み等が整っておらず、取り組みめない状況。ただ、初期症状の段階で速かに対処することによって、予後を軽くさせることができると、町民の皆様へ情報提供、啓発活動に力を

入れたい。

避難所の環境整備

小中学校に冷房設備導入を

答 速やかに対応していく

問 避難場所として指定されている施設にエアコンが設置されておらず、

真夏の災害時には二次被害を生みかねない状況になる。小中学校に冷房設備を導入することを検討しては。

対応していきたい。小中学校の普通教室・職員室等の冷房設備につ

教育長 教育委員会管轄の避難所としての体育館について、バリアフリー化を前提とした学校施設の環境改善事業として、来年度の施工に向けた実設計を行なっていたところだが、今後、熱中症対策も含め、体育館へ空調設備を追加する設計変更の協議を行い、速かに



厚真中央小体育館

いては、電気設備等の大改修が含まれることから、工事期間・規模や予算計上時期を確認しながら対応したいと考えている。

(こんな質問もしました)

◎家庭内のエアコン普及の取り組みについて

◎子育て支援・未通園児に向けた「給食ランチ会」の実施について

一般質問

ここが聞きたい

エネルギー地産地消事業

地元雇用の想定は

答 雇用確保に向け事業者と協議したい



三國 和江 議員

問 イチゴハウスの完成に合わせ、木質バイオボイラーの試運転及び本稼働を行う必要があるため、エネルギー地産地消事業のチップの製造委託等、なかなか全体的な計画が進まないようだが、現段階で7月から9月の間にどれだけの企業が応募しているか。

また、イチゴ栽培に当たって、地元からの雇用はどのぐらいの規模で想定しているのか

町長 公募を開始し、診断を受けているのが1件である。

イチゴ栽培に必要な人員については、これから決定する事業者にもよるが、一般的に考えると、管理的な立場の方が1名、パート的な立場の方が3名から5名は必要ではないかと想定している。もちろん地元雇用を積極的に進めていただくような指標も取り込んでいる。できる限り、地元で必要な人員を確保できるよ



最先端デジタル園芸施設（イチゴ栽培施設）

うに、事業者と協議をさせていたきたい。

国に意見書を提出 3件を可決

第3回定例会において「再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書」、「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求める意見書」および「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」が提出され、いずれも可決されました。

「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書

一たび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点からまた基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要です。

日本の再審制度の建付けは「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際にそれを受けておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっています。

多くの再審事件で一段階目の請求手続きのほうで、検察は頑として認めず、裁判所再審開始決定に対して不服申し立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実態の真実のために、法的安定性を犠牲にする非常救済手続きですが法的安定性を強調するあまり再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視し、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は、刑事訴訟法に規定はありますが、条文数19条のみで、さわめて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用に全て委ねられているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は2つあります。1つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。国民の財産で

あるすべての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。もう1つの問題点は、検察官の抗告権(上訴)です。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即刻抗告、特別抗告をおこなうようなことは許されません。

下記の通り再審法制の改正を行うよう強く求めます。

記

- 1 再審請求人の求めに対し、検察が所有する証拠の全面開示を法整備すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申し立て(上訴)がいたずらに行われることのないよう制限を加えること。

令和5年9月12日

厚真町議会 議長 渡部 孝樹

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 法務大臣

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林循環譲与税の譲与基準を見直すこと。

令和5年9月12日

厚真町議会 議長 渡部 孝樹

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 総務大臣 文部科学大臣
農林水産大臣 経済産業大臣
国土交通大臣 環境大臣 復興大臣

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、簡易水道、下水道、公営住宅などの公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるような採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 3 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
- 4 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 5 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 6 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子供たちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

令和5年9月12日

厚真町議会議長 渡部 孝樹

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 財務大臣 国土交通大臣
国土強靱化担当大臣

意見書とは？
意見書とは、地方自治法の規定に基づき、町議会としての意思を関係機関あてに意見としてまとめた文書のことです。具体的には、議員が発案して本会議にはかり、審議の結果、議決された場合、議長名で関係機関等に提出します。

議会を傍聴しませんか

定例会は、毎年3月・6月・9月・12月に行われます。臨時会は、審議する案件が緊急のときなど、必要に応じて行われます。どなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。

また、定例会・臨時会とも、議会ホームページで議会の様子を生中継していますので、インターネットでもご覧いただけます。

■厚真町議会ホームページ

<http://www.town.atsuma.lg.jp/gikai/>

■問い合わせ先

厚真町議会事務局 (☎ 27-2485)



定例議会・臨時議会の議決案件（賛否状況）

○：賛成 ×：反対 欠：欠席 除：除斥
 ー：議事進行する議長は採決には加わらない

除斥とは、審議案件と利害関係がある議員がいるときに公正さを保つため、該当する議員を退席させること

会議・議決日	種類	議案名	議員名											審査結果			
			澤口千里	寺坂康生	折坂泰宏	菅原文子	秋永徹	橋本豊	伊藤富志夫	高田芳和	三國和江	吉岡茂樹	渡部孝樹				
第5回臨時会 7/3	議案第1号	厚真町交流促進センター外部等改修工事請負契約の締結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意決定	
	議案第2号	令和5年度厚真町一般会計補正予算（第5号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
	議案第3号	令和5年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	原案可決	
第6回臨時会 8/7	議案第1号	令和5年度厚真町一般会計補正予算（第6号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
	承認第1号	専決処分の承認（令和5年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（介護サービス事業勘定（第2号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	
第3回定例会 9/12	報告第1号	所管事務調査報告（各常任委員会）	報告事項のため採決はない											報告済			
	報告第2号	委員会調査報告（北海道胆振東部地震復興特別委員会）	報告事項のため採決はない											報告済			
	報告第3号	総務文教常任委員会付託事件審査報告	報告事項のため採決はない											報告済			
	報告第4号	財政援助団体等に関する監査の結果報告	報告事項のため採決はない											報告済			
	報告第5号	定期監査の結果報告	報告事項のため採決はない											報告済			
	報告第6号	現金出納例月検査の結果報告	報告事項のため採決はない											報告済			
	報告第7号	教育委員会の事務事業の点検・評価報告	報告事項のため採決はない											報告済			
	選挙第1号	厚真町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	選挙のため採決はない											当选			
	同意第1号	厚真町教育委員会委員の任命	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意決定
	同意第2号	自治功労賞表彰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意決定
議案第1号	厚真町墓地使用条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	

○：賛成 ×：反対 欠：欠席 除：除斥 -：議事進行する議長は採決には加わらない

会議・議決日	種類	議案名	議員名										審査結果			
			澤口千里	寺坂康生	折坂泰宏	菅原文子	秋永徹	橋本豊	伊藤富志夫	高田芳和	三國和江	吉岡茂樹		渡部孝樹		
第3回定例会 9/13	議案第2号	厚真町特別工業地区建築規制条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
	議案第3号	新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(その5)請負契約の締結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
	議案第4号	財産の取得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
	議案第5号	財産の取得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
	承認第1号	専決処分の承認(令和5年度厚真町一般会計補正予算(第7号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	承認
	議案第6号	令和5年度厚真町一般会計補正予算(第8号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
	議案第7号	令和5年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
	議案第8号	令和5年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定補正予算(第1号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
	議案第9号	北海道市町村職員退職手当組合同約の一部変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決
	承認第2号	専決処分の承認(令和5年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算(介護サービス事業勘定補正予算(第3号))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	承認
	報告第8号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率	報告事項のため採決はない											報告済		
	認定第1号	令和4年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定	決算審査特別委員会へ付託													
	認定第2号	令和4年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定	決算審査特別委員会へ付託													
	認定第3号	令和4年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	決算審査特別委員会へ付託													
	認定第4号	令和4年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定	決算審査特別委員会へ付託													
	認定第5号	令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定	決算審査特別委員会へ付託													
認定第6号	令和4年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定	決算審査特別委員会へ付託														
意見書案第1号	「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決	
意見書案第2号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決	
意見書案第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	原案可決	



【7月】

- 3日 第4回臨時会、議会広報特別委員会
- 4日 令和5年度北海道町村議会議員研修会
- 6日 苫小牧地方総合開発期成会要望活動、厚真町農業再生協議会説明会
- 7日 交通安全指導員・交通安全協会合同研修旅行情報交流会、北海道町村議会議長会事務打ち合わせ会議
- 11日 全国町村議会議長会理事会、豪雪議長会理事会・総会、全国町村議会議長会臨時総会、町村議会議員共済会代議員会、議会制度検討委員会、全国町村議会議長会理事会、都道府県会長会、全国町村議員会館理事会、全国町村議会議長会正副会長会議（～14日）、議会広報特別委員会
- 18日 町内行政視察
- 19日 町村議会新任議員研修会
- 20日 厚真町農業委員会委員任命式、議会広報特別委員会、北海道町村議会議長会中央実行運動（～21日）
- 21日 財政援助団体等に関する監査
- 22日 令和5年度全国高等学校総合体育大会総合開会式、秋篠宮皇嗣同妃殿下胆振東部地震復興状況御視察、全国町村議会議長会会長就任お祝い
- 23日 北海道胆振東部地震復興特別委員会
- 24日 備品監査、財務事務審査
- 25日 現金出納例月検査
- 27日 産業建設常任委員会、議会広報特別委員会
- 31日 総務文教常任委員会

【8月】

- 2日 北海道胆振東部地震復興特別委員会、第7回議員協議会
- 4日 令和4年度厚真町各会計決算審査（事前審査）
- 8日 定期監査（学校監査）
- 7日 第6回臨時会、第7回全員協議会、小谷和宏氏の胆振地方農業委員会連合会会長就任お祝いの会
- 9日 安平町議会議会改革調査特別委員会行政視察
- 15日 全国戦没者追悼式
- 17日 北海道胆振東部地震発災5年慰霊祭、議会広報研修会
- 20日 第20回集まりンピック
- 21日 令和4年度各会計決算審査本審査（～22日）
- 23日 苫小牧厚真発電所水素製造設備竣工式ならびに祝賀会
- 24日 現金出納例月検査
- 25日 厚真町戦没者追悼式
- 31日 北海道電力株式会社斎藤社長の就任を祝う会

【9月】

- 2日 北海道胆振東部地震厚真町追悼式
- 3日 第33回さっぽろ厚真会定期総会・懇親会
- 6日 議会運営委員会、北海道胆振東部地震黙とう
- 10日 令和5年度聖月流日本吟剣詩舞道会厚真支部審査発表会並びに20周年記念式典
- 11日 内閣府挨拶まわり
- 12日 第3回定例会（～13日）
- 13日 新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会、第8回議員協議会、議会広報特別委員会
- 15日 厚真町敬老会
- 16日 厚真神社秋季例大祭
- 21日 セーフティコールあつま
- 25日 現金出納例月検査、厚真町選挙管理委員会委員及び同補充員当選証書付与
- 27日 第33次地方制度調査会ヒアリング
- 28日 令和5年度四国四県町村長・議長大会（～10月1日）、苫小牧厚真会総会

スポーツ少年団紹介

厚真FCキッカーズ(ASC北海道)

紹介者：永澤 宏基さん

厚真FCキッカーズは、町内外で活動する少年サッカーチームです。ASC北海道として、苫小牧の小学生と合同で練習や大会に参加しています。そのため、同じ学年の他学校との子達と活動するので、たくさん友達ができます！今年の大会では、苫小牧地区で優勝をするなど選手一人一人が力を出してチーム一丸となり挑んでいますので、皆様の応援よろしくお願ひいたします。

また、随時体験会も実施しています。年代や経験にあわせて練習を行いますのでお気軽にご連絡お待ちしております。

- ◆ 1991年設立
- ◆ 代表者 蔵重 瑞さん
- ◆ 活動日 毎週火・木・土・日曜日
- ◆ 活動場所 夏場：表町公園、冬場：スタードーム
- ◆ 連絡先 蔵重 瑞さん
090 - 8633 - 0411

